

福井大学社会教育主事講習 よくある問合せ

よく寄せられる質問と答えをまとめております。

さらに解決しないことがあれば、講習事務局（福井大学総合教職開発本部）までお問合せください。

1. 受講申込手続きについて

問	「資格付与講習」と「委嘱講習」の違いは？
答	・「資格付与講習」は、まだ「社会教育主事講習」、大学の「社会教育主事養成課程」を修了していない方が対象です。基本的には4科目受講となりますが、大学在学時に対象科目を修得している場合、3科目を限度に単位の修得認定（該当科目の受講免除）の申請が可能です。 ・「委嘱講習」（旧・一部指定科目講習）は、令和元年度以前に、「社会教育主事講習」を修了された方、大学の「社会教育主事養成課程」を修了された方が対象です。対象の方は、令和2年度に新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することになりますが、大学在学時に修得済みの科目がある場合は、1科目を限度に単位の修得認定（該当科目の受講免除）の申請が可能です。
問	受講申請書類に「PCメールアドレス」があるが、携帯メールアドレスしか持っていない。
答	記載いただくメールアドレスは、遠隔受講用アドレスの連絡や講義資料の送付のほか、報告書の受渡等に使用します。必ず、土日等を問わず常に確認ができる、PCメールアドレス（GmailやYahoo!メールなど）を記載してください。メールを取得していない方は、アカウント登録してメールアドレスを取得してください。 ◎メールアドレスの要件（募集要項に記載） ・平日や休日を問わず、常時確認が可能なメールアドレスであること ・受信データサイズに制限がないこと ・添付ファイルの開封・閲覧等が可能であること ・キャリアメール（docomo、au、Softbank等の携帯メール）は不可 ・個人所有のメールアドレスであること。 上記項目の全てを満たすアドレスであることが必要です。 また、メールアドレスは、「I（エル）」と「1（イチ）」、「o（オー）」と「0（ゼロ）」等、見間違いが起こりやすい文字は、読み方を記載する等区別するようお願いします。

問	まだ「社会教育主事」の資格は取得できていないが、過去に受講した社会教育主事講習において、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目を修得している。この場合、「委嘱講習」を受講することになるのか。
答	「資格付与講習」を受講してください。なお、既に修得済みの「生涯学習概論」、「社会教育演習」については、所定の申請を行うことで受講が免除されます。

問	申込書はどこに提出したらよいか。
答	受講申込期限までに、 在住・又は在勤地の県教育委員会に御提出 ください。 富山県 富山県教育委員会生涯学習・文化財室青少年教育班 石川県 石川県教育委員会事務局生涯学習課社会教育・心の教育グループ 福井県 福井県教育庁生涯学習・文化財課 生涯学習・社会人権教育グループ なお、受講対象者は、北陸地区（富山県、石川県、福井県）に在住又は在勤の方に限定させていただきます。ご了承ください。 ※ただし、令和2～6年度に本学社会教育主事講習を受講された方（分割受講者）に限り、在住・在勤地にかかわらず受講申込可能です。

問	受講会場は希望通りになるか。
答	令和7年度は福井会場（福井大学文京キャンパス）、石川会場（石川県庁）を設置します。会場毎に定員を設定していますので、受講申込状況によっては、希望する会場で受講できない場合があります。ご了承ください。

問	受講定員を超えた場合、どうなるのか。
答	受講定員を超えた場合には、募集要項に記載のとおり、以下の順で優先順位をつけさせていただきます。 ①教育委員会事務局職員、公民館等職員 ②学校教員 ③首長部局職員 ④その他 受講申込をいただいても受講がかなわないこともありますので、ご了承ください。

2. 受講資格について

問	受講資格について教えてほしい
答	受講資格は、以下のとおり社会教育主事講習等規程によって定められています。 1号：大学に2年以上在学し、62単位以上修得した方…短大卒以上の方、及び大学3年生以上で、62単位以上修得済みの方が該当 高等専門学校を卒業した方 2号：教員免許を有する方 3号：社会教育施設（公民館等）で2年以上勤務経験のある方 4号：学校現場（小中高校、大学等）で4年以上の勤務経験のある方 5号：このほか、文部科学大臣が前各号と同等以上の資格を有すると認めた方 以上に該当している方は、講習受講申込いただけます。

問	複数の受講資格に該当する場合、どれを「受講申込書」（様式1）に記載したらよいか。
答	該当していれば、どれでも構いませんが、 いずれか一つを記載 してください。なお、記載いただいた受講資格に対応した証明書類の提出が必要です。

問	受講資格を証明する書類とは何ですか。
答	受講申込書（様式1）に記載いただく「受講資格」に対応する証明書類の提出が必要です。 ■第1号：既に卒業している方…大学又は短大の「卒業証明書」、又は大学院の「修了証明書」（証明書の写し及び卒業証書の写しは不可） 大学3年次以上に在学中で、62単位を修得済みの方…「在学証明書」と「成績証明書」（証明書の写し、及び成績通知表等の公印のないものは不可。なお、「在学及び成績証明書」等、成績証明書に在学年次が併せて証明されている場合に限り、「在学証明書」は不要です。） ■第2号：教員免許状の写し（所属長による原本証明が必須） ※教員免許状を複数有している場合は、一つのみで構いません。（例えば、小一種、中一種（理科）を有している場合、いずれか一つで構いません。） ■第3・4・5号：勤務証明書（様式2） 受講申込書に記載した受講資格に該当する書類のみご提出ください。また、提出いただいた証明書類はお返しできません。

3. 科目代替（受講免除）申請について

問	過去に受講した社会教育主事講習（福井大学以外）で、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目を修得している。今回講習ではどのように申し込めばよいか。
答	「資格付与講習」に申し込んでください。受講申込書（様式1）の「受講希望科目」欄は、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」の2科目に○をつけ、「既修得単位認定希望科目」欄は、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目に○をつけてください（記載方法は「記入例」を参照）。 このほか、社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式4）と「社会教育主事講習単位修得証明書」（原本のみ・コピーは不可）の提出が必要です。

問	令和2～6年度に福井大学社会教育主事講習で「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」を修得した。今回の講習で残り2科目を受講して修了を目指しているが、どのように申し込めばよいか。
答	「資格付与講習」に申し込いただき、受講申込書（様式1）の「受講希望科目」欄の未修得2科目に○をつけ、「本学講習で修得済の科目」欄では、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」の2科目に○をつけてください。

問	大学の社会教育主事養成課程で、「生涯学習概論Ⅰ」（2単位）、「生涯学習支援論Ⅰ」（2単位）を修得している。「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」の受講免除は可能か。
答	社会教育主事養成課程における修得すべき単位は、社会教育主事講習での単位数と異なります。 ・生涯学習概論 4単位 ・生涯学習支援論 4単位 ・社会教育経営論 4単位 ・社会教育演習 3単位 と規定されていますので、「生涯学習概論Ⅰ」（2単位）のみの修得では、「生涯学習概論」を修得していると認められないため、本学講習において「生涯学習概論」の受講免除はできません。同様に、「生涯学習支援論」についても養成課程では4単位分の修得が必要であるため、本学講習での「生涯学習支援論」の受講免除はできません。

問	大学において、文部科学省令で定める図書館に関する科目（図書館司書資格取得のための科目）を履修しており、そのうち「生涯学習概論」（2単位）を修得している。この「生涯学習概論」をもって、本講習の「生涯学習概論」は受講免除されるか。
答	社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件（平成21年8月3日文部科学省告示第126号）において、図書館に関する科目の「生涯学習概論」に係る学修を、社会教育主事講習の「生涯学習概論」の履修とみなせることとなっています。従って、申請を行うことにより、「生涯学習概論」の受講が免除されます。免除を希望する場合は、申込時に「社会教育主事講習単位修得認定申請書」（様式4）と、大学が発行する「図書館に関する科目の単位取得証明書」を提出してください。 ※「社会教育主事講習単位修得認定申請書」の「申請事由及び適用条件」欄には「大学において図書館に関する科目を履修」と記載してください。 ※司書講習において修得した「生涯学習概論」（2単位）についても、上記同様に受講免除が可能です。

問	大学において、文部科学省令で定める博物館に関する科目（学芸員資格取得のための科目）を履修しており、そのうち「生涯学習概論」（2単位）を修得している。この「生涯学習概論」をもって、本講習の「生涯学習概論」は受講免除されるか。
答	社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件（平成21年8月3日文部科学省告示第126号）において、博物館に関する科目の「生涯学習概論」に係る学修を、社会教育主事講習の「生涯学習概論」の履修とみなせることとなっています。従って、申請を行うことにより、「生涯学習概論」の受講が免除されます。免除を希望する場合は、申込時に「社会教育主事講習単位修得認定申請書」（様式4）と、大学が発行する「博物館に関する科目の単位取得証明書」を提出してください。 ※「社会教育主事講習単位修得認定申請書」の「申請事由及び適用条件」欄には「大学において博物館に関する科目を履修」と記載してください。

4. 単位認定・修得認定について

問	「修了証書」はいつごろもらえますか。
答	1月頃に開催する運営委員会において、単位認定、修了認定を行いますので、認定後1月下旬～2月上旬頃に修了証書を発送予定です。

問	「社会教育士」の証明書や認定書はもらえますか。
答	令和2年度以降の修了証書をもって、「社会教育士」の証明となりますので、修了証書以外に、「社会教育士」の証明書や認定書等は発行していません。また、資格付与講習、委嘱講習のいずれにおいても、講習を修了した方には同じ文面の修了証書が授与されます。

問	分割受講者には何が発行されますか。
答	単位修得証明書を発行します。発行時期は、修了証書と同様、1月下旬～2月上旬を予定しています。次年度に本学社会教育主事講習（開催計画中）を受講される場合、単位修得証明書を提出いただくと、修得済み科目の履修が免除されます。 なお、次年度の本学での講習開催はあくまで計画であり、変更することがあります。